

I 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。
- d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

- a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。
 - b 脱字。
 - c 文末の句点の脱落。
 - d ※字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。
※字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。
 - e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。
- ※ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

Ⅰ 現代文(評論) 採点基準 (合計40点)

問一 9点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

アメリカで驚くべきエネルギーをもった人々の作る、

ガーベッジ・ハウスと呼ばれる

A ③〇

奇怪な幻想に満ちた家が、〈3点〉

B ①〇

B ②〇

B ③〇

夢の風景に似た、

外界の理性的秩序と関わりなく結びついた

諸断片の非合理的な集積で

ありながら、〈3点〉

C ①〇

C ②〇

そのような家を作り、住む理由を考えることが、

現代にとって解きたい問題に立ち入

る発端を与えるという点。〈2点〉

X 〇 逆説 〇 矛盾を含むこと 〇 1点 (9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明してゆく〈逆説 〇 矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cの内の二種の要素が二つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〇 逆説 〇 矛盾を含むこと 〇 〇 Aの要素、Bの要素、Cの要素 〇 のうちの二種二つ以上

〇 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士で、また各条件では、この文書冒頭に示した「◎」内容点の採点に関する基準に則した形で、部分採点可能である。(8点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素の組み合わせによる意味内容が成立している

場合にのみ加点する。(1点)

A 「アメリカで驚くべきエネルギーをもった人々の作る、ガーベッジ・ハウスと呼ばれる奇怪な幻想に満ちた家が、」〈3点〉

※ 傍線部を説明するための話題の条件。

① 「アメリカで驚くべきエネルギーをもった人々の作る、」の要素。

○ 「米国で驚くような生命力を持つ人々が建造する、」「アメリカで驚異的なエネルギーの持ち主が作る、」などでも可。

× 「アメリカで驚くべきエネルギーをもった人々」のニュアンスの成分が入っていない×。

② 「ガーベッジ・ハウスと呼ばれる」の要素。

× 「ガーベッジ・ハウス」の成分が入っていない×。

③ 「奇怪な幻想に満ちた家が、」の要素。

○ 「おどおどろしい幻惑に満ちた家が、」「奇妙な幻覚を感じさせる家が、」などでも可。

× 「奇怪な幻想に満ちた家」のニュアンスの成分が入っていない×。

B 「夢の風景に似た、外界の理性的秩序と関わりなく結びついた諸断片の非合理的な集積でありながら、」〈3点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

① 「夢の風景に似た、」の要素。

○ 「夢の景色のような、」「夢の中で出会う風景のような」などでも可。

× 「夢のような風景に似る」のニュアンスの成分が入っていない×。

② 「外界の理性的秩序と関わりなく結びついた」の要素。

○ 「外の論理的な秩序には影響されることなく結合した」「客観的世界の理性的な体系には関わりなく結びついた」などでも可。

× 「外界の理性的秩序と関わりなく結びついた」のニュアンスの成分が入っていない×。

③ 「諸断片の非合理的な集積でありながら、」の要素。

○ 「断片的な要素群の非合理的な集合体でありながら、」「さまざまな断片の合理性を欠いた集まりでありながら、」などでも可。

× 「諸断片の非合理的な集積」のニュアンスの成分が入っていない×。

C 「そのような家を作り、住む理由を考えると、現代にとって解きがたい問題に立ち入る発端を与えるという点。」〈2点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「そのような家を作り、住む理由を考えることが」の要素。
- 「そうした家を作って居住する理由を考えるならば、」そのような様相の家を築き住む要因を検討することは、「などでも可。
 - × 「そのような家（ガーベッジ・ハウス）を作り、住む理由」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「現代にとって解きたい問題に立ち入る発端を与えるという点。」の要素。
- 「現代の解きたい問題を俎上に載せることになるという点。」現代の解決したい問題に触れるきっかけを与える点。」などでも可。
 - × 「現代の解きたい問題に立ち入る発端を与えるという点」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問二 9点

(模範解答例)

A ○

ガーベッジ・ハウスを作る人々は、〈1点〉

B ○

B ○

家を商品として扱うのではなく、住みながら作り続け、〈2点〉

C ○

C ○

また見せる要素ではなく、感情の直接で非合理的な表現を目的とし、〈2点〉

D ○

D ○

D ○

さらに既存の物を利用して、自己流に機能を転換して、比喩化を実践している点の特

徴とする。〈3点〉

X 〈分析〓分けること〉 ○1点 (9点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、〈主体〉のAの特徴を、〈矛盾〉しない三条件B、C、Dに〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈A、Bの要素、Cの要素、Dの要素〉の四要件の内の二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点(解答解説では、傍線部を単純に三条件に〈分析〓分けること〉する構造で説明してあるが、採点基準では、厳密に、〈主体〉Aの特徴を、三要素に〈分析〓分けること〉する構造にしておく)。

X 〈分析〓分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素、Dの要素〉の四要件の内の二つ

以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C、D内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(8点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「ガーベッジ・ハウスを作る人々は、」〈1点〉

※ 傍線部を説明するための〈主体〉明示の条件。

× 「ガーベッジ・ハウスを作る人々」のニュアンス成分が入っていないならば×。

B 「家を商品として扱うのではなく、住みながら作り続け、」〈2点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明していく一つの条件。

① 「家を商品として扱うのではなく、」の要素。

○ 「商品を買うようにしか扱わないのに対し、」家を商品のように取り扱うことはせず、」などでも可。

× 「家を商品として扱う」の否定ニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「住みながら作り続け、」の要素。

○ 「建てることと住むことを一致させ、」生きている限り建てることを中断せず、」などでも可。

× 「(住みながら)作り続ける」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

C 「また見せる要素ではなく、感情の直接で非合理的な表現を目的とし、」〈2点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明していく他方の条件。

① 「また見せる要素ではなく、」の要素。

○ 「また見せるためのものではなく、」形式の固まった『民家』でも見せるためのフォーク・アートでもなく、」などでも可。

× 「形式の固まった(『民家』)あるいは「見せるためのもの(フォーク・アート)」の否定のニュアンスの成分が入っていなければ×(どちらか一方が入っていればOK)。

② 「感情の直接で非合理的な表現を目的とし、」の要素。

○ 「感情の直接的で非合理的な表現であり、」情緒を直接にまた非合理的のままに表現したものであり、」などでも可。

× 「感情の直接的で非合理的な表現」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

D 「さらに既存の物を利用して、自己流に機能を転換して、比喩化を實踐している点を特徴とする。」

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明していく三つめの条件。

① 「さらに既存の物を利用して、」の要素。

○ 「さらに出来合いの知識と材料を頼りに、」さらに既にあるものを使って、」などでも可。

× 「既存の物を利用」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「自己流に機能を転換して、」の要素。

○ 「自分だけの文脈の中で機能を転換し、」自分なりの解釈の下に機能を変換し、」などでも可。

- × 「自己流に機能を転換」のニュアンスの成分が入っていないならば×。
- ③ 「**比喩化を實踐している点を特徴とする。**」の要素。
 - 「比喩を生じさせているのを特徴とする。」「比喩化、つまり圧縮や置換と同型の過程を生じさせていること。」「などでも可。
 - × 「比喩化を生じさせている」または「圧縮や置換と同型の過程を生じさせている」のニュアンスの成分が入っていないならば×（どちらかが入っていればOK）。

問三 11点

(模範解答例)

A ○

野生の思考は、〈1点〉

B ○ ○ B ② ○ ○

激しい象徴意欲と 全面的に具体性へ向けられた細心の注意力によって規定されるものだ

が、 〈2点〉

C ○ ○

C ② ○ ○

C ③ ○ ○

商品化された日常の社会の中で 現実に適応して生きている人々には 実行不可能なもの

であり、 〈3点〉

X 〈分析〓分けること〉 ○ 1点

D ○ ○ ○

D ② ○ ○

D ③ ○ ○

不可能という垣根がとり払われ、 具体性と象徴性の一体性が生じる、 夢の中において

初めて登場しうるものだと考えられるから。 〈3点〉

Y 〈総合〓まとめること〉 ○ 1点 (11点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、話題のAを〈P but not Q〉の構文をなす〈矛盾〉しない二条件B、Cに
〈分析〓分けること〉として説明してゆく構造への評価である―〈P but not Q〉の構文は、例えば〈男
だよ、女じゃないよ〉のように〈否定(not)〉の要素が入ることによって、〈男〉 〈女じゃない〉とな
って、本来〈矛盾〉が入りうる〈男〉と〈女〉から〈矛盾〉を除去して、〈矛盾〉しない二者の関係、つ
まり〈分析〓分けること〉の構造に変換する働きをする。ちなみにB〓〈P〉、C〓〈but not Q〉である
―。ここでは、〈条件A、Bの要素、Cの要素〉の三要件のうち二要件以上があれば、この構造の骨組
みが成立しているとして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二つ以上 ○
1点

・ Yは、B、CをDに〈総合〓まとめること〉として結論づける構造への評価である。ここではDの要素
があれば、この構造の骨組みが成立しているとして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 Dの要素 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士、また条件B、C、D内では、この文書冒頭に示した「◎内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「野生の思考は、」へ1点

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

× 「野生の思考」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「激しい象徴意欲と全面的に具体性へ向けられた細心の注意力によって規定されるものだが、」へ2点

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈P~but not Q〉の〈P〉の条件。

① 「激しい象徴意欲と」の要素。

○ 「旺盛な象徴意欲と」「貪欲な象徴性への傾きと」などでも可。

× 「(激しい)象徴意欲」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「全面的に具体性へ向けられた細心の注意力によって規定されるものだが、」の要素。

○ 「全体的に具体性へと向けられた精緻な注意力に規制されているものだが、」「総体として具体性へと差し向けられた注意力に方向付けられており、」などでも可。

× 「具体性(へ向けられた注意力によって規定)」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「商品化された日常の社会の中で現実に適応して生きている人々には実行不可能なものであり、」へ3点

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈P~but not Q〉の〈but not Q〉の条件。

① 「商品化された日常の社会の中で」の要素。

○ 「商品経済下の日常社会で」「非日常が排除された、商品化された社会の中にあつて」などでも可。

× 「商品化された日常の社会」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「現実に適応して生きている人々には」の要素。

○ 「現実に順応して生活している人々には」「現実に埋没して生きている人々にとつては」などでも可。

× 「現実に適応している人々」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「実行不可能なものであり、」の要素。

× 「(実行) 不可能」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

D 「不可能という垣根がとり払われ、具体性と象徴性の一体性が生じる、夢の中において初めて登場しうるものだと考えられるから。」〈3点〉

※ B、Cをまとめて傍線部の理由として結論づける条件。

① 「不可能という垣根がとり払われ、」の要素。

○ 「不可能という制約が除去され、」「不可能の縛りから解放され、」などでも可。

× 「不可能からの解放」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「具体性と象徴性の一体性が生じる、」の要素。

○ 「具体性⇨象徴性の事態が生じる、」「具体性と象徴性が合体する、」などでも可。

× 「具体性と象徴性の一体化」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「夢の中において初めて登場しうるものだと考えられるから。」の要素。

○ 「夢の中でしか生じ得ないと考えられるから。」「夢の中でこそ実現するものと考えられるから。」などでも可。

× 「夢の中においてのみ登場しうる」と考えられる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問四 11点

(模範解答例)

A ○

カーベッジ・ハウスを作り続けることは、〈1点〉

B ○

B ② ○

確かに閉じた夢のような、しかし宏大な世界に直接接触れ、また出来合いのイメージの合

成によって神話的な輝きを生み出すこともあるが、〈2点〉

C ○

C ② ○

C ③ ○

それは作る人々が社会から拒絶され、現実から疎外されている事態の裏返しであり、

〈3点〉

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○ 1点

D ○

D ② ○

要するに、一つの文化が自分の拒絶する領域の中において、自己をポジティブに表現す

D ③ ○

るに至る、極めて逆説的な現象だといえるから。〈3点〉

Y 〈総合〓まとめること〉 ○ 1点 (11点)

【構造点】

- ・ Xは、傍線部のように言う理由を説明すべく、話題のAを、B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、〈条件A、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。
- X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の三要件のうち二つ以上 ○ 1点

・ Yは、B、CをDに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここではDの要素が、あればこの構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 Dの要素 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C、D内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせ、また要素の意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「ガーベッジ・ハウスを作り続けることは、」へ1点

※ 傍線部の理由説明をするための、話題提示の条件。

○ 「ガーベッジ・ハウスを作り続け、生き続けることは、」
「ガーベッジ・ハウスを作ことは、」などでも可。

× 「ガーベッジ・ハウスを作ること」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

B 「確かに閉じた夢のような、しかし宏大な世界に直接接触れ、また出来合いのイメージの合成によって神話的な輝きを生み出すこともあるが、」へ2点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aを説明してゆく一方の条件。

① 「確かに閉じた夢のような、しかし宏大な世界に直接接触れ、」の要素。

○ 「夢の中のように、宏大な世界に接触し、」
「夢のように閉じているとはいえ、宏大な世界に触れ、」などでも可。

× 「夢のような、しかし宏大な世界」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「また出来合いのイメージの合成によって神話的な輝きを生み出すこともあるが、」の要素。

○ 「また出来合いのイメージの合体によって神話的な映像をもたらすこともあるが、」
「即製のイメージの複合によって神話的な光彩を放つこともあるが、」などでも可。

× 「出来合いのイメージの合成による神話的な輝き」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

C 「それは作る人々が社会から拒絶され、現実から疎外されている事態の裏返しであり、」へ3点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「それは作る人々が社会から拒絶され、」の要素。

○ 「それは建築者が社会から拒否され、」
「それは作り手が社会から拒まれ、」などでも可。

× 「作る人の社会的な拒絶」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「現実から疎外されている事態の」の要素。

○ 「現実から遠ざけられているという状況の」
「現実から排除されているという状態の」などでも可。

× 「現実からの疎外」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「裏返しであり、」の要素。

- 「倒立した姿であり、」「逆立した像であり、」などでも可。
- × 「裏返し」のニュアンスの成分が入ってなければ×。

D 「要するに、一つの文化が自分の拒絶する領域の中において、自己をポジティブに表現するに至る、極めて逆説的な現象だといえるから。」〈3点〉

※ B、Cをまとめて傍線部の理由として結論づける条件。

- ① 「要するに、一つの文化が自分の拒絶する領域の中において、」の要素。
 - 「つまり、ある文化が自らが拒否する領域において」「すなわち、一つの文化がそれが拒絶する次元の中で、」などでも可。
 - × 「一文化が拒絶する領域の中で」のニュアンスの成分が入っていなければ×。
- ② 「自己をポジティブに表現するに至る、」の要素。
 - 「自らを積極的に表現することになる、」「自分をポジティブに表わしてしまう、」などでも可。
 - × 「自己をポジティブに表現」のニュアンスの成分が入っていなければ×。
- ③ 「極めて逆説的な現象だといえるから。」の要素。
 - 「とてもパラドキシカルな現れだから。」「極めて皮肉な現象だから。」などでも可。
 - × 「逆説的な現象」のニュアンスの成分が入ってなければ×。

□ 現代文（小説）採点基準（合計35点）

問一 9点

（模範解答例）

A ①〇

A ②〇

塩月たちは終戦の詔勅を聞いても納得がいかず、アメリカ兵と刺し違える、自分たち

だけで徹底抗戦をと思っていたが、〈2点〉

B ①〇

B ②〇

遥か下の湖畔には、管制を解かれた村や町の灯が見えるし、たった一つ叶えられぬ望み

であった肉親との対面も妨げるものがなくなっている状況で、〈2点〉

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

C 〇

何か話せば決断に響く気がしたから。〈1点〉

Y 〈総合〓まとめること〉〇1点（7点）

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、A、BをCに〈総合〓まとめること〉をして傍線部の理由を結論づける構造への評価である。ここでは、条件Cがあれば、この構造の骨組みが暗黙裡に成立しているときみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 C 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件A、B内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。（5点）

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせ、また条件の意味内容が成立している場合にのみ加点する。（2点）

A 「塩月たちは終戦の詔勅を聞いても納得がいかず、アメリカ兵と刺し違える、自分たちだけで徹底抗戦をと思っていたが、」〈2点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「塩月たちは終戦の詔勅を聞いても納得がいかず、」の要素。

○ 「塩月たちは戦争の終結を聞かされても承服できず、」
「塩月たちは終戦の詔勅を受け入れることができず、」などでも可。

× 「塩月たちが終戦の詔勅を受け入れない」
ニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「アメリカ兵と刺し違える、自分たちだけで徹底抗戦をと思っていたが、」の要素。

○ 「自分たちだけでもアメリカ兵と戦って、徹底抗戦すると思っていたが、」
「アメリカ兵と渡り合って、自分たちだけで徹底抗戦する覚悟でいたが、」などでも可。
× 「自分たちだけで徹底抗戦」のニュアンスの成分が入っていない×。

B 「遙か下の湖畔には、管制を解かれた村や町の灯が見えるし、たった一つ叶えられぬ望みであった肉親との対面も妨げるものがなくなっている状況で、」〈2点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「遙か下の湖畔には、管制を解かれた村や町の灯が見えるし、」の要素。

○ 「眼下には、管制から解放された町村の灯が見えるし、」
「湖畔の平地には管制下ではなくなった町や村の灯が望めるし、」などでも可。

× 「眼下に管制を解かれた町や村の灯が見える」のニュアンスの成分が入っていない×。

② 「たった一つ叶えられぬ望みであった肉親との対面も妨げるものがなくなっている状況で、」の要素。

○ 「唯一叶えられぬ望みであった肉親との対面もできるようになっているので、」
「かなわぬ望みと思っていた肉親との対面も可能な状況で、」などでも可。

× 「(たった一つ叶えられぬ望みであった) 肉親との対面もできる状況」のニュアンスの成分が入っていない×。

C 「何か話せば決断に響く気がしたから。」〈1点〉

※ A、Bまとめて結論づける条件。

○ 「話しをすると決意が揺らぐような気がしたから。」
「口をきけば決心に影響する気がしていたから。」などでも可。

× 「話せば決断に響く」のニュアンスの成分が入っていない×。

問二 10点

(模範解答例)

A ①〇

終戦の詔勅の前までは上官として、自分たちに命令を下して有無を言わせなかった

A ②〇

官と下士官が、

B ①〇

B ②〇

B ③〇

全部が全部信用できなくなった今、撃つのを止める権利も資格も失って、

B ④〇

ひたすら」撃

つなよ」と叫んでこちらの様子をうかがう 哀れな姿を見せているのが、

X へ逆説 矛盾を含むこと 〇 1点

C ①〇

C ②〇

滑稽であり、 また腹立たしくも思われたから。

Y へ総合 〇 1点 (10点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由を、へ矛盾 する二条件 A、Bに引き裂いて説明して行く へ逆説 矛盾を含むこと の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立 しているとみなして1点加点。

X へ逆説 矛盾を含むこと Aの要素+Bの要素 〇 1点

・ Yは、A、BをCにまとめてゆく、へ総合 〇 1点の構造への評価である。ここではCの要素が あれば、この構造が暗黙裡に構想されたと判断して1点加点。

Y へ総合 〇 1点 Cの要素 〇 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎」内容 点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(8点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせの、また要素の意味内容が 成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「終戦の詔勅の前までは上官として、自分たちに命令を下して有無を言わせなかった 士官と下士官が、」へ2点

※ 傍線部の理由説明をするための一方条件。

① 「終戦の詔勅の前までは上官として、自分たちに命令を下して有無を言わせなかった」の要素。

○ 「終戦前までは上官として、自分たちに抗弁を許すことなく命令を下していた」「上官として終戦までは、否応なしに命令していた」などでも可。

× 「終戦前までは有無を言わず命令していた」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「士官と下士官が、」の要素。

× 「士官と下士官」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「全部が全部信用できなくなった今、撃つのを止める権利も資格も失って、ひたすら『撃つなよ』と叫んでこちらの様子をうかがう哀れな姿を見せているのが、」〈4点〉

※ 傍線部の理由説明をしてゆくための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「全部が全部信用できなくなった今、」の要素。

○ 「すべてが信用を失ってしまった現在、」なにもかも信じられなくなった今、」
× 「すべてが信用を失った今」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「撃つのを止める権利も資格も失って、」の要素。

○ 「撃たせない権利も資格もなく、」権利や資格によって撃つのを止めさせることはできなくなつて、」などでも可。

× 「撃つのを止める権利も資格もない」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「ひたすら『撃つなよ』と叫んでこちらの様子をうかがう」の要素。

○ 『撃つなよ』と叫ぶだけでこちらを覗き見る」「もっぱら『撃つなよ』と叫ぶだけでこちらをうかがうことしかしない」などでも可。

× 『撃つなよ』と叫ぶだけでこちらの様子をうかがう」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「哀れな姿を見せているのが、」の要素。

○ 「情けない様を示しているのが、」哀れな姿をさらしているのが、」などでも可。
× 「哀れな姿を見せている」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「滑稽であり、また腹立たしくも思われたから。」〈2点〉

※ A、Bをまとめて理由を結論づける条件。

① 「滑稽であり、」の要素。

× 「滑稽」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「また腹立たしくも思われたから。」の要素。

× 「腹立たしい」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

A ③〇

日本には勝利が滅亡しかないと教えこまれていた

塩月にとって、

死ぬのでも勝つ

A ④〇

でもなく戦争が終わるといふことが 解しがたく、受け容れかねているのに、〈4点〉

B ①〇

B ②〇

野沢のように、戦争は終わったのであり、まして陛下の御命令なのだからだから」戦

B ③〇

うな死ぬな」といふのは当然だと明快極まりなく語られては、〈3点〉

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

C 〇

議論が出来ないという気持ち。〈1点〉

Y 〈総合〓まとめること〉〇1点 (10点)

【構造点】

・Xは、傍線部における「塩月」の気持ちと、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく逆説〓矛盾を含むこと〈の構造への評価である。ここではAの要素とBの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、A、Bを、Cに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここではDの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが暗黙裡に構想されているとみなして1点加算。

Y 〈総合〓まとめること〉 Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、B内では、この文書冒頭に示した「◎」内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(8点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせ、また要素による意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点)

A 「日本には勝利か滅亡しかない」と教えこまれていた塩月にとって、死ぬのでも勝つのもなく戦争が終わるということが解しがたく、受け入れかねているのに、」へ4点

※ 傍線部における心情を説明するための一方の条件。

① 「日本には勝利か滅亡しかない」と教えこまれていた」の要素。

○ 「日本は勝つか滅びる以外にはないと教えられて来た」「日本には勝利か滅亡のどちらかしかない」と植えこまれて来た」などでも可。

× 「(日本には)勝利か滅亡しかない」と教えこまれていた」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「塩月にとって、」の要素。

× 「塩月」の成分が入っていないければ×。

③ 「死ぬのでも勝つのもなく戦争が終わるということが」の要素。

○ 「死ぬも勝つもなく戦争が終結するのが」「死ぬのでも勝つのもなく終戦を迎えるということが」などでも可。

× 「死ぬのでも勝つのもなく戦争が終わる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「解しがたく、受け入れかねているのに」の要素。

○ 「理解できず、受け入れられないのに、」「分からないし、認めることも出来ないのに」などでも可。

× 「解しがたい、あるいは受け入れかねている」のどちらかのニュアンスの成分が入っていないければ×(どちらかが入っていればOK)。

B 「野沢のように、戦争は終わったのであり、まして陛下の御命令なのだから『戦うな死ぬな』というのは当然だと明快極まりなく語られては、」へ3点

※ 傍線部における心情を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「野沢のように、」の要素。

× 「野沢」の成分が入っていないければ×。

② 「戦争は終わったのであり、まして陛下の御命令なのだから」の要素。

○ 「戦争は終わったのだし、まして陛下の御命令があるのだから」「戦争が終わって、陛下がご命令なさっているのだから、」などでも可。

× 「戦争の終結」「陛下の御命令」のニュアンスの二成分が入っていないければ×。

③ 『戦うな死ぬな』というのは当然だと明快極まりなく語られては、」の要素。

○ 『戦うな死ぬな』を当たり前のように口にされては、『戦うな死ぬな』を当然の前提のように言われては、」などでも可。

× 『戦うな死ぬな』を当然のように言う」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「議論が出来ないという気持ち。」へ一点

※ A、Bをまとめて結論づける内容。

- 「議論にならないという気持ち。」「話しができないという気持ち。」「などでも可。
- × 「議論できない気持ち。」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

問四 8点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

生き残って家族や仲間たちの元に帰還した者たちのことを考えると、

生きのびるとい

うことはひどく猥雑なものに思えるし、 \langle 2点 \rangle

B ①〇

B ②〇

B ③〇

他方で生き残るとすれば 死んだ者たちのための人生でなければならぬが、

それはど

うしたらいいのかわからぬ苦しいことなので、 \langle 3点 \rangle

X \langle 逆説 \parallel 矛盾を含むこと \rangle 〇1点

〇

最適な身の処し方はここで戦死することだと思うから。 \langle 1点 \rangle

Y \langle 総合 \parallel まとめること \rangle 〇1点 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、A、Bの \langle 矛盾 \rangle する二条件に引き裂いて説明して行く \langle 逆説 \parallel 矛盾を含むこと \rangle の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X \langle 逆説 \parallel 矛盾を含むこと \rangle Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、条件A、Bを共に否定する形で条件Cにまとめてゆく、 \langle 否定の総合 \parallel 否定的にまとめること \rangle の構造への評価である。ここではCがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y \langle 否定の総合 \parallel 否定的にまとめること \rangle C 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、B内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(6点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた、また条件の意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「生き残って家族や仲間たちの元に帰還した者たちのことを考えると、生きのびると

いうことはひどく猥雑なものに思えるし、」〈2点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「生き残って家族や仲間たちの元に帰還した者たちのことを考えると、」の要素。

○ 「生き残って家路に向かっているであろう者たちのことを考えると、」家族や仲間たちの下に生還した者たちのことを思うと、」などでも可。

× 「生還した者たちのことを考える」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「生きのびる」ということはひどく猥雑なものに思えるし、」の要素。

○ 「生き残るのはひどく猥雑なことに思えるし、」生きのびるということはとても下品なことのように見えるし、」などでも可。

× 「生きのびることは猥雑に思える」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「他方で生き残るとすれば死んだ者たちのための人生でなければならぬが、それは

どうしたらいいのか分からぬ苦しいことなので、」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「他方で生き残るとすれば」の要素。

× 「生き残る」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「死んだ者たちのための人生でなければならぬが、」の要素。

○ 「死んだ者たちのために生きる人生でなければならぬが、」戦死した者たちのためだけの人生でなくてはならないが、」などでも可。

× 「死んだ者たちのための人生」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「それはどうしたらいいのか分からぬ苦しいことなので」の要素。

○ 「それはどうということが想像もできないことなので」「理解出来ない苦しいことと思われるので」などでも可。

× 「どうしたらいいのか分からない」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

D 「最適な身の処し方はここで戦死することだと思っから。」〈1点〉

※ A、Bを共に否定してまとめ、結論づける内容。

○ 「猥雑さも苦しみもなくここで戦死するのが一番良いと思うから。」すべてをきれいに片づける身の処し方はここで戦死することだと思っから。」などでも可。

× 「最適な身の処し方はここでの戦死」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

2022年度 第1回 阪大本番レベル模試 国語(文)

目 (古文『讃岐典侍日記』) 採点基準 ※ 40点満点

問一 (ア) 傍線部の意味を述べなさい。

基準 配点 2点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「傍線部」 げに

「模範解答」 A2 本当にそのとおりだ

「ポイント」

要素A【2点】 本当にそのとおりだ

※「本当に」は「なるほど・本当だ・本当である」「等でもよい。これがない場合は×。

※「そのとおりだ」「は」「そうだ」などでもよい。「本当に(なるほど)」「はあるが、」そのとおりだ(そうだ)「
がない場合は【1点】。

問一 (イ) 傍線部の意味を述べなさい。

基準 配点 2点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「傍線部」 よしなし物語

「模範解答」 A | とるにたらない B | 会話

「ポイント」

要素A【一点】 とるにたらない

※「とるにたらない・ちよっとした・ささいな・とりとめのない・つまらない・くだらない」でもよい。
※「趣がない」は×。

要素B【一点】 会話

※「話・世間話」でもよい。

※「物語」のままは×。

問一 (ウ) 傍線部の意味を述べなさい。

基準 配点 2点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「傍線部」 ことに

「模範解答」 A2 格別に濃く

「ポイント」

要素 A 【2点】 格別に濃く

※「濃く」は「美しく・素晴らしく」「等でもよい。

※「格別に」「は」「特別に・ことさらに」「でもよい。

「見える」に直接つながるこれらの表現がある場合は「濃く(美しく・素晴らしく)」「等はなくても【2点】。

※「見える」に直接つながらない「格別・特別・特に・格別で・格別であり」等は、「濃く(美しく・素晴らしく)」「等があれば【2点】。

「濃く(美しく・素晴らしく)」「等がない場合は【1点】。

※「違って・異なって」「等は【1点】。「普段(普通)と違って濃く(美しく・素晴らしく)」「等になっていれば【2点】とする。

問二 Aの歌で作者が「恋しき」と言っているものと、Bの歌で周防内侍が「思ひやる」と言っているものとの違いを説明しなさい。

基準 配点 8点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「該当和歌」

A めづらしき豊のあかりの日かげにもなれにし雲の上ぞ恋しき
B 思ひやる豊のあかりのくまなきによそなる人の袖ぞそぼつる

「模範解答」

A4 作者が「恋しき」と言っているのは、亡き堀河帝に親しく仕えて過ごした宮中での日々であり、B4 周防内侍が「思ひやる」と言っているのは、宮中を離れてなつかしく思われる、華やかな宮中での生活である。

「ポイント」

要素A【4点】作者が「恋しき」と言っているのは、亡き堀河帝に親しく仕えて過ごした宮中での日々であり、

※「作者が『恋しき』と言っているのは」は、「作者は・Aの歌(て)は・A(て)は」等でもよい。これが明らかでない場合は×。

※「恋しき(恋しい)ものは」となっている場合は、マイナス1点。

※「堀河帝のいた宮中(皇居・御所・殿上)・堀河帝存命中の宮中」の意があれば【4点】。「堀河帝」の意がない場合は×。

※「堀河帝」の意があるが、「宮中」の意がない場合は【2点】。

要素B【4点】周防内侍が「思ひやる」と言っているのは、宮中を離れてなつかしく思われる、華やかな宮中で生活である。

※「周防内侍が『思ひやる』と言っているのは」は、「周防内侍は・Bの歌(て)は・B(て)は」等でもよい。これが明らかでない場合は×。

※「思いやるものは」となっている場合は、マイナス1点。

※「離れている宮中(皇居・御所・殿上)・華やかな宮中・豊明(豊明節会)の行われる宮中・なつかしい宮中」等の意があれば【4点】。

ただし、「堀河帝のいた・堀河帝存命中の・堀河帝に仕えた」等の意がある場合は×。

※「宮中」の意がなく、「豊明(豊明節会)」がある場合は【2点】。

問三 Cの歌は、平安時代中期の歌人能因の歌であるが、作者がこの古歌を思い出したのはなぜか、Cの歌の内容を踏まえて、理由を説明しなさい。

基準 配点 8点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「該当和歌」 主なしと答ふる人もなければ宿のけしきぞ言ふにまされる

「模範解答」 **A** 大晦日の夜だというのに、静まり返り、人が出入りする様子もない堀河院を見て、能因の

歌のように、その寂しげな様子が、誰が言うでもなく、主が亡くなったことを十分に表していると感じたから。

「ポイント」

要素A【4点】大晦日の夜だというのに、静まり返り、人が出入りする様子もない堀河院を見て、

※「大晦日、静まり、人がいない、堀河院が(堀河院を見て)」の意があれば【4点】。

※「堀河院」(＝故堀河帝の住まい・建物)を「堀河帝」と間違えている場合は、一箇所につきマイナス1点。

ただし、人物である「堀河帝」は「堀河院」となっていてよい。

※「堀河院」は「堀河帝が住んでいた所」等でもよいが、「住んでいる所」のように現在も住んでいるかのように書かれている場合は**マイナス1点**。

※「堀河」の「河」の字を「川」と誤っている場合は、一箇所につき**マイナス1点**。

※「大晦日(大みそか・年末)」の意がない場合は**マイナス1点**。

※「静まり(静まり返り・静かで)」の意がない場合は**マイナス1点**。

※「人の出入りが無い(人がいない・人影がない)」の意がない場合は**マイナス1点**。

要素B【4点】能因の歌のように、その寂しげな様子が、誰が言うでもなく、主が亡くなったことを十分に表していると感じたから。

※「能因の歌(Cの歌・古歌)」と同じだ(に通ずる・のようだ・のとおりだ)という説明があれば【1点】。

※「寂しげな様子が」の有無は不問。

※「誰が言わなくても、主(堀河帝・帝)の死(いないこと)が察せられる」という説明があれば【3点】。

「誰が言わなくても」はないが、「主の死(いないこと)が察せられる」という説明がある時は【2点】。

「主がいなくても静かだ・主がいらないと言う人もいないほど静かだ」等は×。

※語尾は「から・ので」等になっていない場合は、Bの総点から**マイナス1点**。

問四 傍線部を、「偲び」「見ん」の対象と「ひと所」の意味を明らかにして、現代語訳しなさい。

基準 配点 10点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

「傍線部」

A2 偲びまゐらせざらん人は、

B2 何とかは見ん。C2 われはただ、ひと所の御心のありがたく、

D2 忘らるる世なくおぼゆるままにE2 書きつけられて。

「模範解答」

A2 堀河帝を偲び申し上げないような人は、

B2 この日記をどう見るだろうか、何とも思わな

いだろう。C2 私はただ、堀河帝の御心がもつたいなく、D2 忘れられる時もなく思われるままにE2 自然と書きつけてしまうように書いただけなのだ。

「ポイント」

要素A【2点】偲びまゐらせざらん人は、 ↓ 堀河帝を偲び申し上げないような人は、

※「偲び」は「思い・思い出し・思いを馳せ・思い起こし・慕う・思慕し・恋しく思い」等でもよい。

※「堀河帝を偲ば(思わ)申し上げない人は」の意があれば【2点】。

※謙讓(く申し上げる)の意がないが、堀河帝を偲ば(思わ)ない人は「の意がある場合は【1点】。

※「ん」の婉曲の意(くような)の有無は不問。

要素B【2点】何とかは見ん。 ↓ この日記をどう見るだろうか、何とも思わないだろう。

※「この日記」は「私の日記・私の書いたもの・この記述」等でもよい。

※「この日記をどう見るか、何とも(たいしたもの)見ていない」の意があれば【2点】。

※反語の意がないが、「この日記をどう見るか」の意がある場合は【1点】。

要素C【2点】われはただ、ひと所の御心のありがたく、 ↓ 私はただ、堀河帝の御心がもつたいなく、

※「もつたいなく」は「ありがたく・畏れ多く・かたじけなく・尊く」等でもよい。

右の意がなく「めつたにない」だけがある場合は×。

※「心」は「思い・考え」等でもよい。

※「私はただ、堀河帝の心がもつたいなく」の意があれば【2点】。

※「堀河帝の」がない、または、間違っているが、「私はただ、心がもつたいなく」の意がある場合は【1点】。

※「堀河帝の心」の意はあるが、他が間違っている場合は【1点】。

要素D【2点】忘らるる世なくおぼゆるままに ↓ 忘れられる時もなく思われるままに

※「忘れられる時もなく」は「忘れられることもなく・忘れられず」等でもよい。

※「忘れられないと思われるままに」の意があれば【2点】。

「思われるままに」は「感じるままに」でもよい。「思いつくままに・思うままに」は×。

※「忘れられない」の意はあるが、「思われる・感じる」の意がない場合は【1点】。

要素E【2点】書きつけられて。 ↓ 自然と書きつけてしまうように書いただけなのだ。

※「自然と書きつけて・書かつけられて・書きつけてしまい」等「書きつける+自発」の意があれば【2点】。

※自発(自然とく・おのずとく・知らず知らずく・られるく・してしまう)の意がある場合は、「書きつける」は「書く」でもよい。

※自発の意はないが、「書きつける」の意がある場合は【1点】。

※自発の意がなく、「書く」になっている場合は×。

※文末は、「自然と書きつけられて。」のように「て。」等で終わっていてもよく、「書きつけた・書きつけるだけだ・書きつけている」等でもよい。

解答例の「ように書いただけなのだ」のような補いの有無は不問。

問五 傍線部について、作者はどのような気持ちから、そのようにしたのか、わかりやすく説明しなさい。

基準 配点 8点 採点方法 各要素単独採点 字数 指定なし。

〔傍線部〕 香隆寺に参る

〔模範解答〕 A2何ごとにつけても「帝が生きていらっしゃったら」とB2普段以上に堀河帝のことが懐かしく思われ、C2生きた御姿こそ見られないが、D2香隆寺は現在堀河帝がいらっしゃる場所なのだと思う気持ち。

〔ポイント〕

要素A【2点】何ごとにつけても「帝が生きていらっしゃったら」と

※『帝が生きていたら』と(思い)「の意がない場合は×。

※「生きていたら」は「いたら。いたらいいのに」等でもよい。

※「何かと『帝が生きていたら』と(思い)」の意があれば【2点】。

※「何かと」の意はないが、『帝が生きていたら』と(思い)「の意がある場合は【1点】。

要素B【2点】普段以上に堀河帝のことが懐かしく思われ、

※「懐かしく思われ」は「思い出され・思われ・慕われ・偲ばれ・懐かしく・恋しく・なつかしく」も可。

※「普段」は「いつも・平素・これまで」等でもよい。

※「堀河帝が思われ」の意がない場合は×。

※「普段以上に堀河帝が思われ」の意があれば【2点】。

「堀河帝」は「帝」等でもよく、Aで「堀河帝(帝)」が明らかであればBにはなくてもよい。

※「普段以上に」はないが、「堀河帝が思われ」の意がある場合は【1点】。

要素C【2点】生きた御姿こそ見られないが、

※「姿は見られないが」、もしくは「生きているわけではないが・生きた帝には会えないが」があればよい。

要素D【2点】香隆寺は現在堀河帝がいらっしゃる場所なのだと思う気持ち。

※「寺は帝のいるところだ・寺なら帝が近くに感じられる・帝のいる所に行きたい・帝のそばにいたい」の意があればよい。

※「帝がいる・帝が近くに感じられる」等の意はないが、「寺には骨がある・骨の安置してある所に行きたい」等の意がある場合は【1点】。

※語尾は「気持ち」が望ましいが、「心・思い」等や「思うから・思って」等でもよしとする。

※要素別に採点する場合、各要素の最低点は0点とする(減点の結果、ある要素が0点以下になってもその要素は0点)。

大問四 問一

基準 配点:6点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・敬語表現(～です・～ます)の有無は問わない。

■模範解答

A 1点

私は

B 1点

すでに

C 1点

役人に命じて

*加点要素とせず
あなたの息子を

D 3点

死刑にしないようにさせた。

■採点方法：各要素単独採点

要素A「寡人」の訳 私は 1点

- ・「私」は、一人称代名詞(「俺・わし・僕・吾輩」など)であれば可。
- ・「寡人」を「王」「秦王」「恵王」のように三人称にしているものは**要素A加点なし(要素A＝0点)**。
- ・「は」は「が」も可。

- ・助詞「は」「が」の補いがないものは**要素A加点なし(要素A＝0点)**。

要素B「已に」の訳 すでに 1点

- ・「既に」と漢字表記にしても可。
- ただし、そのまま「已に」としているものは**要素B加点なし(要素B＝0点)**。
- ・「もう」も可。

要素C「吏をして」の訳 役人に命じて 1点

- ・「役人」は、「官吏」「官僚」「部下」なども可。
- ・「側近」「大臣」などは**要素C加点なし(要素C＝0点)**。
- ・「く」があれば「命じて」はなくても可。
- ・「役人を」「役人を使って」は**要素C加点なし(要素C＝0点)**。

*「あなたの息子を」の補い 加点要素とせず、有無は問わない。

- ・ただし、明らかに誤った目的語を補っている場合は全体から**1点減点**。

要素D「誅せざらしむ」の訳 死刑にしないようにさせた 3点

- ・秦王が腹心の息子を「死刑にしていない(殺していない)」という趣旨を誤っているものは**要素D加点なし(要素D＝0点)**。

*具体的には

- ・「誅せ(誅す)を、「死刑にする」「処刑する」「殺す」という意味に解釈していないものは**要素D加点なし(要素D＝0点)**。
- ・打消の助動詞「ざら」を解釈せず、「殺した」「死刑にした」のように解釈しているものは**要素D加点なし(要素D＝0点)**。

・「誅せ(誅す)」「罰する」「処罰する」「刑に処す」のように、「殺す」要素がない解釈をしているものは**要素D2点減点**。

・使役(～させる)のないものは**要素E1点減点**。

・「く」のように命令した(「命じた」としているものは**要素D1点減点**。

・「ない」と「させる」の順序が逆で、「～させなかった」「～させていない」のようにしているものは**要素E1点減点**。

・文末が過去形(～た)・完了形(～ってしまった)・～ている・～てある(～でないものは**要素E1点減点**。

大問四 問二 (b)

基準 配点: 3点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問
- ・ひらがな以外を用いている場合は (b) = 0点。

■模範解答

こたへ(え)て

■採点方法

- ・解答例のみ正解。
- ・一字でも誤りがあれば (b) = 0点。

大問四 問二 (d)

基準 配点: 3点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問
- ・ひらがな以外を用いている場合は (d) = 0点。

■模範解答

いへ(え)ども

■採点方法

- ・解答例のみ正解。
- ・一字でも誤りがあれば (d) = 0点。

大問四 問三

基準 配点：7点

■形式上の不備

- ・ 句点の有無は不問。
- ・ 文末表現は不問。

■模範解答

* 加点要素とせず

「人を殺す者は死刑にし、人を傷つける者は体刑を加える」という

A 2点

墨家の掟は、

B 2点

人を殺傷することを禁じる

C 3点

ための手段である

ということ。

■採点方法：各要素単独採点

* 墨家の掟の内容 加点要素とせず、有無は問わない。

・ ただし、掟の内容が明らかに間違っている場合は**全体から1点減点**。

要素A 「此」の指示内容 墨家の掟 2点

・ 「墨家」は「墨家集団」「墨者」「墨子の教えを信じる集団」なども可とする。

・ 「掟」は「法」「決まり」なども可とする。

・ ただし「法律」としているものは**要素B 1点減点**。

要素B 「禁殺傷人」の解釈 人を殺傷することを禁じる 2点

・ 「殺傷する」は、「殺し(たり) 傷つけ(たりす)る」でも可。

・ 「殺す」のみ、あるいは「傷つける」のみの場合は**要素C 1点減点**。

・ 「禁じる」は「禁ずる」「やめさせる」「とめる」「なくす」「させない」なども可。

・ 「(集団)の成員の殺傷を(禁じる)」という要素がなく、単に「殺傷しない」としているものは**要**

素B 1点減点。

要素C 「所以」の解釈 くための手段 3点

- ・「ための手段」は「手段」「方法」「くためのもの」「くために作られたもの」なども可。
- ・「くを目的としている」「のようになっているものも可
- ・「所以」のここでの意味「くための手段」を明示できていないものは**要素D加点数なし**（**要素D** **=0点**）。

大問四 問四

基準 配点：6点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問
- ・敬語表現の有無は不問

■模範解答：同意表現可。

A 1点

墨家の掟を

B 1点

実行し

C 4点

なければなりません

■採点方法：各要素単独採点

要素A 「墨者の法を」の訳 墨家の掟を 1点

・「墨家」は「墨家集団」「墨者」「墨子の教えを信じる集団」なども可とする。

・「掟」は「法」「決まり」なども可とする。

・ただし「法律」としているものは**要素A加減なし**(要素A＝0点)。

要素B 「行は(行ふ)」の訳 実行する 1点

・「行」 「遂行する」「執行する」なども可。

要素C 「〜ざるべからず」の訳 しなければならぬ 4点

・「〜なくてはならない」「〜ないことはできない」「〜ないことは許されない」「〜ないわけにはいかない」も可。

・「〜する必要がある」「〜するべきだ」のように、趣旨は合っているが、二重否定が訳に出ていないものは**要素Cの減点**。

基準 配点：10点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・文末表現は基本的には問わない。ただし、「どのような行為を『公』と評価しているのか」という設問形式に明らかにそぐわない文末表現（「くから」など）は全体から1点減点。
- ・全体の主語として「鉦子（腹惺）」が「鉦子（腹惺）」の「を補っていても可。

■模範解答

A 1点

自分の息子が人を殺した時、

B 1点

秦の恵王は

C 1点

鉦子が高齢であることと

D 1点

他に息子がいないことを

E 加点要素とせず

思いやって

F 1点

死刑を免除しようとしたが

G 1点

息子への愛情よりも

H 1点

人を殺傷するのを禁じるという

I 1点

墨家の掟を重んじて

J 2点

息子を死刑にした

行為。

■採点方法：各要素単独採点

要素A 「息子が人を殺した」ことの指摘 1点

- ・「自分の」はなくても可。「鉦子の」「腹惺の」でもよい。
- ・「息子」は、「子」「子供」なども可。
- ・「殺した」は「殺人（の罪）を犯した」なども可。

要素B 死刑を免除した動作主体が秦の恵王であることの指摘 1点

- ・「秦の恵王」は、「恵王」「秦（の）王」「王」でも可。

要素C 恵王が鉦子の息子の死を免除しようとした理由(1)

- 「鉦子（腹惺）が高齢であること」の指摘 1点
- ・「高齢である」は、「老人である」「年老いている」なども可。
- ・「年が長じている」は現代日本語として不自然なので**要素C加点数なし（要素C＝0点）**。
- ・「年長である」は、現代日本語では「高齢」を意味するとは限らず、「相対的に年上である」とを意味する場合もあるので**要素C加点数なし（要素C＝0点）**。

要素D 恵王が鉦子の息子の死を免除しようとした理由(2)

- 「鉦子（腹惺）には他に息子がいないこと」の指摘 1点
- ・「息子」は「子」「子供」なども可とする。
- ・「他に息子がいない」は、「ただ一人の息子である」のような書き方でも可。

要素E 思いやっつて 加点要素とせず

要素F 「秦の恵王が」息子の死刑を免除しようとした」ことの指摘 1点

- ・「死刑（にする）」は「殺す」も可。
- ・「死刑を免除しようとした」は「死刑にしようとしなかった」などでも可。
- ・単に「罪を」免除する（「許す」としているだけで、「死刑にしない（殺さない）」ことが表現されていないものは**要素F加点数なし（要素F＝0点）**。
- ・「しようとした」は「した」でも可とする。
- ・文中の表現のまま、「役人に命じて」死刑にしないようにさせた」のような書き方にして可。

要素G 「鉦子が」「息子への愛情を抑えた」ことの指摘 1点

- ・「〜よりも」は、「〜を抑えて」なども可。要素Iとのつながりで、「愛情よりも掟を重んじた」「愛情を抑えて掟に従った」ことが表現されていればよい。
- ・「息子への愛情」は、「個人的な愛情」「私的な愛情」のような語句でも可。
- ・「愛情」は「殺したくない・大切に思う」感情「気持ち」なども可。

要素H 掟の内容「人を殺傷するのを禁じる」の指摘 1点

- ・「殺傷する」は「殺す」「殺人の罪を犯す」のみでも可。

・「禁じる」は「禁ずる」「止める」「やめさせる」なども可。

要素1 「墨家の掟を重んじた」ことの指摘 1点

・「墨家」は「墨家集団」「墨者」なども可。

・「掟」は「法」「決まり」も可。

・「墨家の」の要素がないものは**要素1加点なし** (**要素1＝0点**)。

・「くを重んじて」は、「くを優先し」「くにより」「くに従い」なども可。要は、要素1の理由が「墨家の掟」であることが明示されていればよい。

要素1 「息子を死刑にした」ことの指摘 2点

・「死刑にした」は「殺した」も可。

・「罰した」「処罰した」「罰を与えた」のように、「殺した」要素がないものは**要素1加点なし** (**要素1＝0点**)。

・「死刑にする」「殺す」のように過去・完了形でないものは**要素11点減点**。